

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた対応について

【目 次】

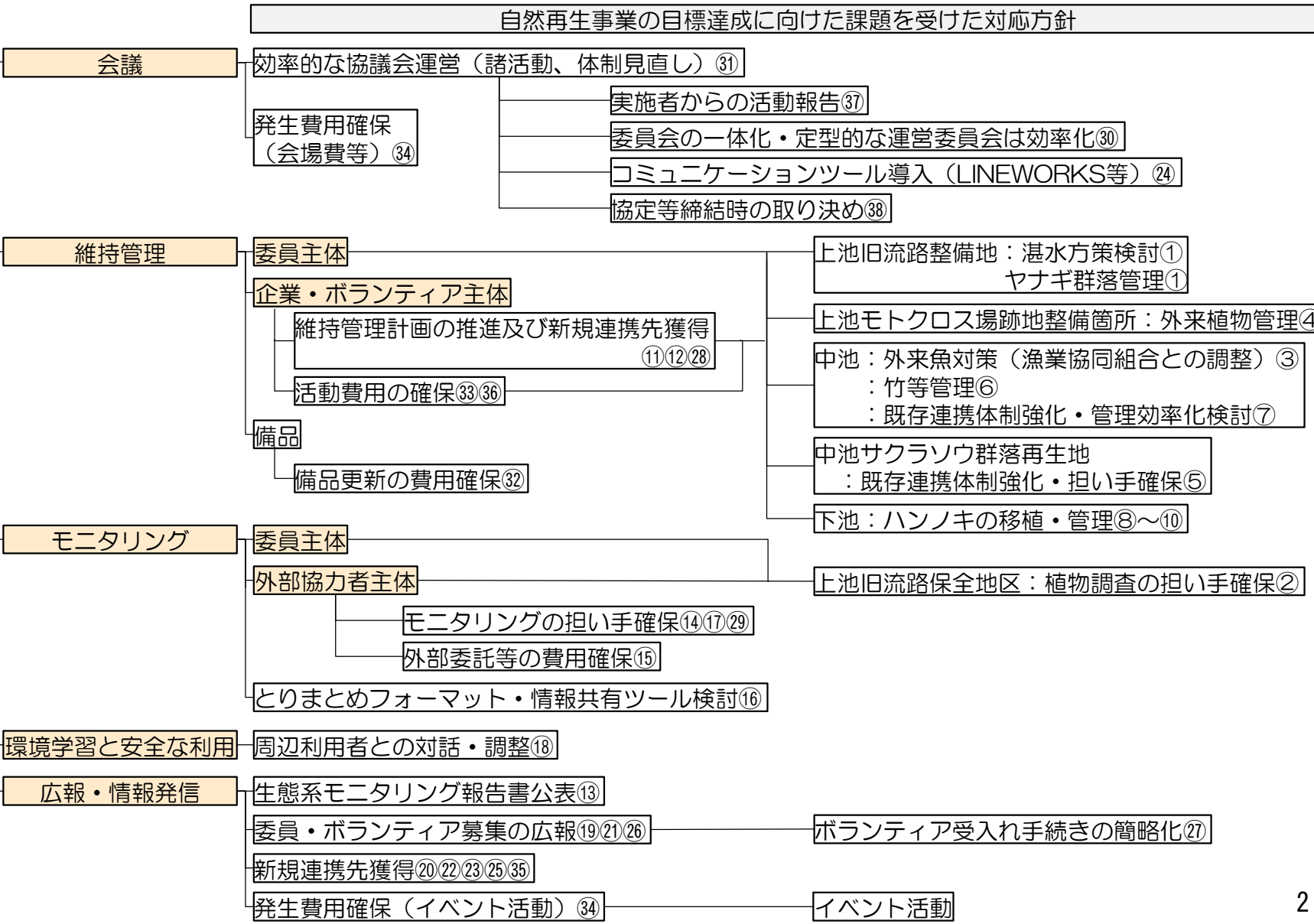
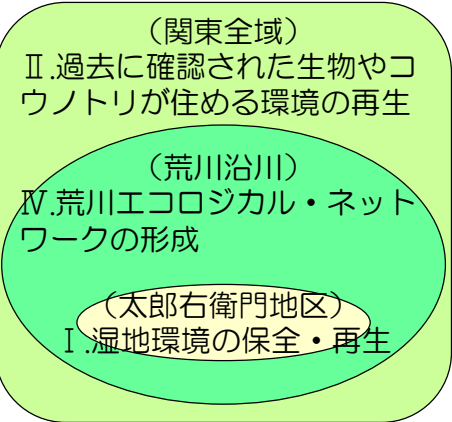
1. 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた対応について・・・・・・・・・・P2

1. 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた対応について

- 第54回協議会では、「自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針」（巻末参照）について議論頂いた。
- 議論頂いた要点について下図の様に体系化した。
- 多くの課題に対して対応方針がある中で、「管理・活用（維持管理）」の段階にある荒川太郎右衛門地区の目標達成に向けて、優先すべき対応事項や役割分担について議論頂きたい。

〔丸数字は、参考資料と対応〕

自然再生の目標



1. 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた対応について

1. 専門委員会の統合 当面実施していくモニタリングは、維持管理に係るものが主となる。そのため、維持管理とモニタリングの一体的な協議を効率的に行うため、維持管理等の専門委員会である「維持管理・環境管理専門委員会」に「生態系モニタリング専門委員会」を統合する。

区分	現状と課題	対応方針	対応方針の協議先				
			協	運	生	維	イ
協議会 (体制) No.30	協議会、運営委員会、生態系モニタリング専門員会、維持管理・環境管理専門委員会、イベント実行委員会を開催している。年10回程度。 ・会議開催回数が多い。また、参加する協議会メンバーは概ね同じであり負担となっている。	・委員会の一体化や協議会開催前の定型的な運営委員会は効率化を図る。	●	●			

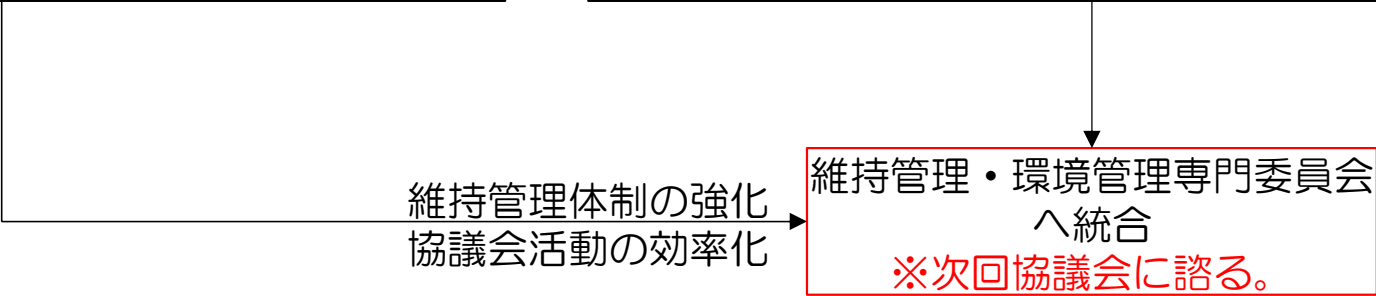
【凡例】協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会

生態系モニタリング専門委員会

(目的) 第3条
生態系モニタリング専門委員会は、太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、モニタリングにおける、
①評価指標、調査手法等の設定、
②モニタリング調査計画の立案・指導・助言、
③自然再生目標に対する整備後の効果分析を行うことを目的とする。

維持管理・環境管理専門委員会

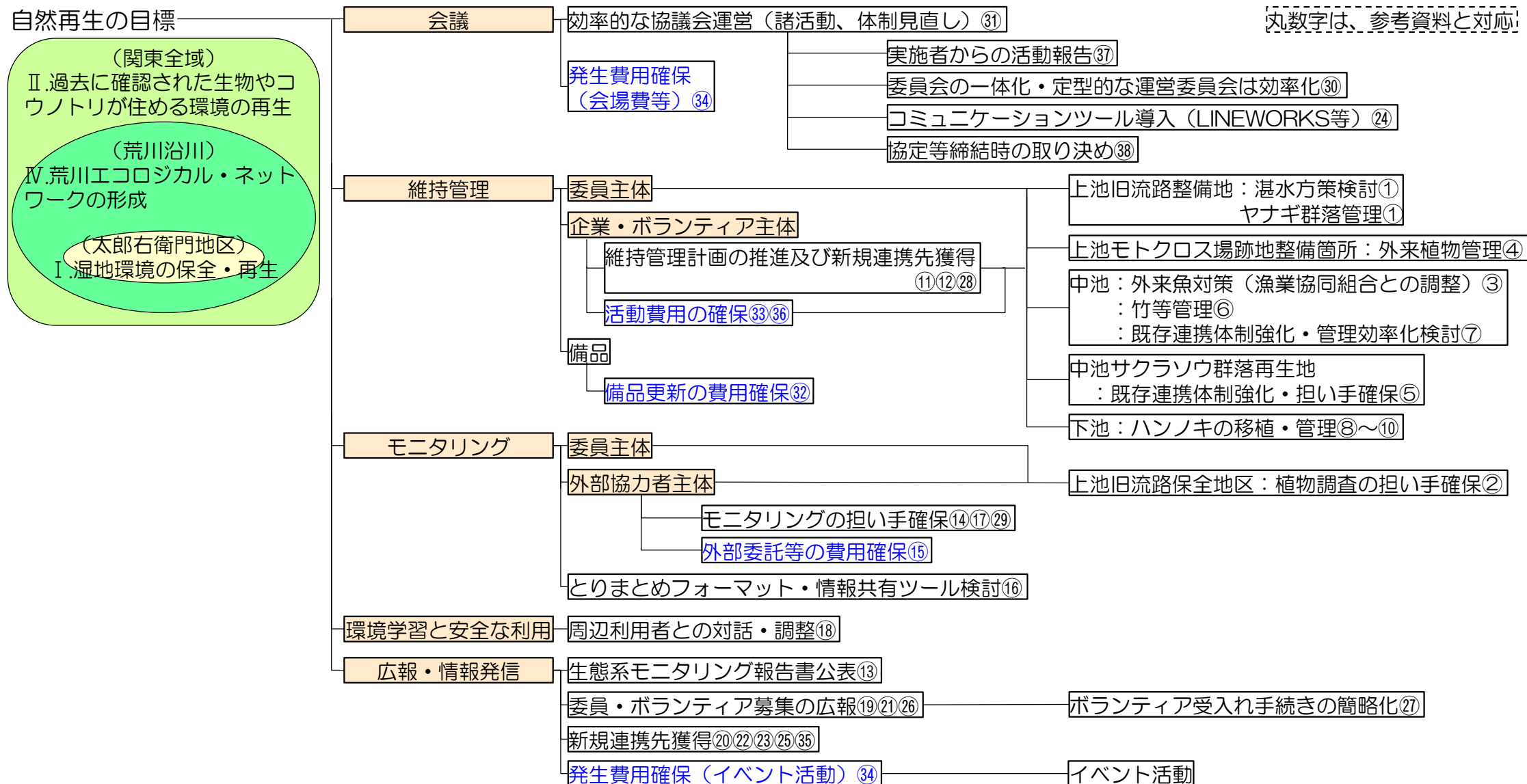
(目的) 第3条
維持管理・環境管理専門委員会は、太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、事業実施中、実施後における様々な事象や問題に対して、
当地区を良好な状態に維持することを目的とし、
①具体的な管理計画、
②維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討するとともに、当面必要な維持管理を実施する。



1. 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた対応について

2. 今後、「管理・活用（維持管理）」を推進するうえで優先すべき対応事項及び役割分担

下図に整理した中では、諸活動に係る費用の確保が多く挙がっている。費用確保とともに、企業からの費用負担が得られた場合に現在の協議会の組織体制でどのように活動（維持管理であれば、受入れ）していくか検討も必要と考える。



＜参考資料＞目標達成に向けた課題・対応方針

（第54回協議会資料より（案）を削除、現時点の対応状況（赤字）を追加）

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
旧流路の保全 （上池旧流路整備地） No.1	呑み口の切り下げにより荒川本川からの流入頻度・流入時間が増加し、開放水面が創出され、魚類・底生動物の生息環境が形成された。 ・ただし、上池旧流路整備地は、流入があった際は開放水面が形成されるが、常時水面が維持されるわけではなく、干上がることが課題である。流入水の滞留時間が長く出来るような呑み口部での工夫が出来るようになると良く、対応を検討する必要がある。 ・また、湿地に生息する種が生育・生息できる場を維持していくためには、分布が広がっているヤナギ群落に留意が必要である。【第53回協議会】	・呑み口からの流入後に、安全に滞留時間を長くする方策を検討する。 ・管理目標を設定し、管理目標に照らして維持管理する。実際には、ヤナギ群落の生育を調査・維持管理作業時等に確認し、人力での伐採が可能なうちに対処する。	【凡例】協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会 — （引き続き検討する。） ・2024年3月の巡視でヤナギ群落が高木に生育しつつある状況を確認した。	●		●	●	
Ⅱ（上池旧流路保全地区） No.2	エキサイゼリとオナモミの生育環境は保全されていることが評価できる。 ・ただし、エキサイゼリとオナモミは、年ごとの変動があるため、継続的に確認できるようにモニタリング、場合によっては管理作業の必要性について検討する必要がある。また、大規模出水時の影響について引き続き分析が必要である。【第53回協議会】	・各実施者によって、継続したモニタリングを行う（R5年度は荒川上流河川事務所の委託により調査）。モニタリング結果や出水の影響については、生態系モニタリング専門委員会で分析を行う。 ・調査の担い手、資金確保を引き続き、検討する。	—（引き続き検討する。） —（引き続き検討する。）	●		●	●	
Ⅱ（中池・下池） No.3	中池・下池の開放水面は、維持され、水質及び魚類・底生動物も経年的に維持されていることから保全されている。 ・ただし、外来魚類の対策等は過去から継続した課題である。【第53回協議会】	・中池の外来種駆除を実施している漁業協同組合と調整し、対策やモニタリングを連携していく。	—（引き続き検討する。）	●		●	●	
湿地及び止水環境の拡大（上池モトクロス場跡地整備箇所） No.4	整備によって湿性の植物、鳥類、両生類も経年的に確認され、湿地・止水環境の拡大の効果が評価できる。 ・ただし、上池モトクロス場跡地整備地では、乾燥時にオオブタクサ群落が形成されることやアレチウリが広く分布しており、除去・侵入防止対策をとることが課題である。【第53回協議会】	・管理目標を設定し、管理目標に照らして維持管理する。実際には、整備地ごとの環境を評価し、オオブタクサ等が問題となる場合には、除去・侵入防止対策を検討し、実施する。	・2024年3月の巡視で現地状況を確認した。	●		●	●	
Ⅱ（中池サワリ群落再生地） No.5	移植したサクラソウ群落は、経年的に開花が確認されている。 ・ただし、植物の育苗・移植の担い手等の確保が課題である。【第53回協議会】	・育苗はつばさ北小、小松川小、環境団体、移植は企業やつばさ北小と連携しており、協議会とWin-Winの体制を構築する。また、マーケットリサーチを継続して新たな担い手を確保していく。	・「埼玉セブンの森」活動での維持管理を2024年11月に予定している。	●			●	

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

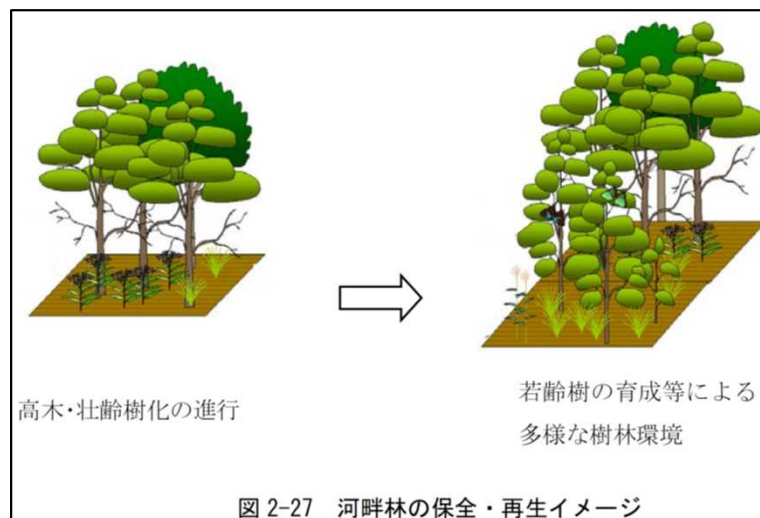
区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
河畔林の保全（中池） No.6 No.7	事業として民有地を国有化しており、その効果として河畔林が整備前より増加していることが確認できるため、事業の効果が評価できる。 ・現地では、シンジュ、竹の繁茂があり、除去や拡大防止対策が課題である。【第53回協議会】	・シンジュ、竹の繁茂に対しては、維持管理計画を更新し、PDCAサイクルを回して維持管理を実施する。	・2023年度の年間活動を振り返り、2024年度の年間計画を作成した。シンジュは適宜、竹は年に数回の維持管理活動を予定している。	●			●	
	中池を①チガヤ群落、②オギ群落、③サクラソウを中心とした湿性草地、④河畔林と河原草地のゾーンにゾーニングし、目標像を設定している。 ・定期的な外来植物の除草及び竹の伐採が求められるため、管理の担い手等の確保が課題である。 ・また、チガヤ群落、オギ群落の効率的かつ効果的な検討が課題である。【第53回協議会】	・企業団体等との連携を図っていくとともに、企業にとってもメリットとなるような方策を実施する。例えば、本田航空（建物入口）でのPR、中池通路入口に活動・連携企業等看板の設置。 ・現状、企業等による維持管理作業を実施しているため、モニタリング・評価を行い、効率的・効果的な方策を検討する。	・2024年3月に中池に活動・連携企業等看板を設置した。 ー（引き続き検討する。）	●			●	

【凡例】 協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、
維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
ハンノキ林の保全・再生 No.8	土地の国有化によりハンノキ林全体の面積が増えたことが評価できる。基盤整正を行い計30本程度のハンノキを移植した他、新たにハンノキ林が形成できる環境を整備した。 移植箇所ではハンノキが順調に生育し、整備箇所ではハンノキの幼木が発生していることから、整備以前からのハンノキ林が高木・壮齢樹化する一方で移植や整備によって若齢樹の育成が進んでいると評価できる。 ・従前の低木林が壮齢化する一方で、幼木・低木林の増加は認められず、目標としている「多様な樹齢」（下図）のハンノキ林となっていないことが課題である。【第53回協議会】	・ボランティア募集の継続、イベント参加者へのアプローチ、連携企業団体等の獲得によりハンノキ周りの除草や移植作業を行い、「多様な樹齢」のハンノキ林を形成する。	・2024年2月にボランティアによるハンノキの移植を行った。	●		●	●	
No.9	2017-2019整備地に形成された水面は「湿地及び止水環境の拡大」に寄与している面はある。 ・ハンノキ林再生地として、地盤の切り下げを行った2017-2019整備地には水面が形成され、ハンノキの移植地は整備地の法面に限られている。【第53回協議会】			●		●	●	
No.10	2022年に下池整備地の側でハンノキの幼木がまとめて確認された。幼木はまだ背丈が低く、周辺植物の被覆によって生育に悪影響があると判断される状況にあった。 ・幼木の生育を妨げるつる性植物等の除草作業および幼木の確認調査等、連携協力先やボランティアなど担い手の確保が課題である。			●			●	

【凡例】 協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会



出典：荒川太郎右衛門地区自然再生事業 実施計画書
平成23年1月

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
維持管理 No.11	維持管理の範囲・メニューが多岐にわたる他、自然の変遷により維持管理の内容も変化している。 ・維持管理計画、維持管理体制の見直しを行っていく必要がある。【第48回維持管理・環境管理専門委員会】	・現維持管理計画を基にPDCAサイクルを回して、順応的管理可能な計画を作成、計画の推進をする。 ・計画を推進させながら、引き続き連携企業団体等が獲得できるようマーケットリサーチ、エスキューブなどに取り組む。	・2023年度の年間活動を振り返り、2024年度の年間計画を作成した。 ・マーケットリサーチによって島村工業との新たな連携活動を実施した。	●			●	
No.12	・今行っている維持管理活動がなぜ必要なのか、世界・社会的な環境問題との関連を整理して、説明していく必要がある。【第52回協議会】 ・企業連携等においても上記は必要である。	・SDGs、生物多様性保全、海洋プラスチック問題、地球温暖化・気候変動対策、エコロジカル・ネットワーク、グリーンインフラ、環境学習等との関連について整理しつつ、本自然再生事業の社会的意義を明確にしていく。	ー（引き続き検討する。）	●	●		●	●
モニタリング No.13	2022年度の事業完了後の2023年度に公表予定として、生態系モニタリング報告書（改訂）を作成している。【第53回協議会】	・引き続き、生態系モニタリング専門委員会で協議していく。	・生態系モニタリング報告書（令和5年度版）を公表した。	●		●		
No.14	事業完了後の2023年度以降のモニタリングは、協議会や外部協力者・市民等による調査を実施していくこととしている。 ・協議会や外部協力者・市民による調査等、具体的な検討が必要である。	・自主的な調査や市民等への調査の指導を行える協議会メンバーが必要なため、引き続き委員を募集するが、目的的人材が確保できるように広報内容（募集チラシ内容）を検討する。 ・さらに、一定程度のデータが得られる様に調査マニュアルを生態系モニタリング専門委員会等で協議していく。	・5月に開催された「おけがわ春のふれあいフェスタ」では、維持管理/会議/イベントの活動内容について紹介した委員募集のパネルを展示した。 ー（引き続き検討する。）	●		●	●	
No.15	・調査実施方針が具体化したら外部指導の委託費や分析費を既存の助成制度で捻出できるか検討が必要である。	・これまでも生態系モニタリング専門委員会、維持管理・環境管理専門委員会で活用可能な助成をリサーチしており、継続する。	ー（引き続き検討する。）	●		●	●	
No.16	・調査結果を取りまとめる担い手が必要である。調査結果を協議会や調査に協力頂いた方と共有できる仕組みづくりが必要である。【第53回協議会】	・担い手の確保は、長期的な課題となるので、短期的には調査結果を取りまとめやすいフォーマットの作成や情報共有ツール等について検討する。	・事務局にて、調査結果のとりまとめフォーマットを作成した。	●		●	●	
No.17	・これまでのモニタリングデータを活かして、協議会の活動をとおりて研究を進めることを考えたい。【第52回協議会】	・科学的な取り組みが新たな協力者の獲得に繋がる可能性がある。例えば、埼玉県高校生物部等と連携した当地区をフィールドとしたこれまでのモニタリングデータの活用も含めた研究を打診する。 ・科学的な取り組みについて、協議会で検討していく。	ー（引き続き検討する。） ー（引き続き検討する。）	●				

【凡例】 協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
環境学習と安全な利用 No.18	- 中池の釣り座、下池のゴルフ利用、UAV飛行場に対して、自然再生協議会としての対応を検討する必要がある。下池整備地で車止めが機能していない。 - 協議会として、利用者との調整や予防対策を講じる必要がある。	- 現地確認による実態把握、利用範囲の官民地を把握し、看板の設置や関係者との対話を行う。 - 下池整備地の車止めについては、下池エリアにある民地出入りに配慮して固定したものは設置が難しいために、看板による一般利用者への注意喚起を車止めに設置する。	2024年3月の巡視で現地状況を確認した。 - ー（引き続き検討する。）	●			●	
No.19	イベントの開催、出展により、維持管理活動への参加者の増加につながっている。 担い手確保の効果を高める発信をしていくことが必要である【第53回協議会】	ボランティアとしての維持管理作業や、自然再生事業に興味があり協議会委員として参画頂ける方の募集に繋がるように、ターゲットを絞った広報を行っていく。	ボランティア参加者に対して、協議会委員募集の案内を実施している。	●	●			●
No.20	つばさ北小、桶川西高と連携を進めているが、持続的な活動の継続や各団体が協議会への参画を導いていく必要がある。	(No.23で併せて示す)	(No.23で併せて示す)	●	●		●	

【凡例】 協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
協議会 (体制) No.21	- 協議会委員の大半を占める公募委員は、構成に偏りがあり、メンバーの多様性に乏しい。<u>協議会の持続性に懸念がある。</u> - 委員は退任意志を示さない限り、継続としていたことから、任期末（委員任期2年）に委員への継続意思の確認を行うこととした。【第52回協議会】	現在も荒川上流河川事務所ホームページにて、協議会委員を募集しているが、SDGs等の新たなキーワードを盛り込みつつ、募集チラシの更新や広報媒体の追加を検討する。	今年度、東京デザイン専門学校との連携講義の中で企業連携やボランティア、協議会委員募集のためのインフォグラフィックムービーの制作を行う。	●	●			
No.22	- 会議や活動に参加する委員は、固定化している。 - 多様な人材の参画が必要である。	- 同上。 - 現在、関係性のある企業団体等に打診していく。		●	●		●	●
No.23	- 協議会をNPO法人化し、自立させていくことも考えられる。まずは、引き続きいろいろの企業等にアプローチをし、色々な方を巻き込んですべての協議会委員が実施者として活動を続けていけると良い。【第43回運営委員会】 - 協議会の応援団を増やしていく必要がある。東京デザイン専門学校、高校生物研究会など<u>お互いメリットがある仕組みづくりが必要である。</u>【第52回協議会】	環境学習や広報、モニタリング活動を継続するため、先方のニーズの把握、ニーズを踏まえた持続的な関係構築を目指して協議を行う。協議を重ねてお互いにメリットのある関係性を構築し、協議会に参画頂く。	ー（引き続き検討する。）	●	●		●	
No.24	- 協議会の庶務を行う事務局が多くの役割を果たしている。 - 協議会運営の自立が必要である。日程調整、出欠確認、メールをしても反応が無い場合は電話確認など、連絡調整に割く時間が多い。	日程調整、出欠確認については、コミュニケーションツール（LINEWORKS等）を導入し、効率化を図る。	ー（引き続き検討する。）	●	●			
No.25	- 維持管理作業の人手について、企業連携や一般ボランティア募集など、筋道が見えたところである。 - 参加企業を飽きさせないこと、新たな企業の確保が必要である。 - 一般ボランティアが自主的に自然再生地で維持管理活動やモニタリング活動を計画し実施する仕組みの検討が必要である。【第53回協議会】	- 当事業への参画のメリットをSDGs等多面的なメリットを伝え、参画企業の持続、新規企業の獲得につなげる。 - ボランティアによる自主的な取り組みのために、まずは指導者を協議会で育成し、持続的な活動に向けた計画を作成する。	（今年度は、No.21の活動も行う） - ー（引き続き検討する。）	●		●	●	
No.26	平日の作業は、参加者が限られる。	休日開催の試行や、参加ボランティアにヒアリングする。	ー（引き続き検討する。）	●			●	
No.27	一般ボランティアの募集は、事務局の負担が大きい。	WEB上で申込手続きが完結するツールを作成する。	グーグルフォームによる申込手続きを開始している。	●			●	
No.28	企業連携とのアピールや企業連携の際など管理目標が定まっていると良い。	管理目標については、維持管理・環境管理専門委員会で引き続き議論する。	ー（引き続き検討する。）	●			●	11

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
協議会 (体制) No.29	モニタリング調査は、荒川上流河川事務所の業務委託により実施している。 ・令和5年度以降のモニタリング方法を検討する必要がある。	・引き続き、生態系モニタリング専門委員会で協議していく。	・生態系モニタリング専門委員会で協議し、第55回協議会で報告。	●		●		
No.30	協議会、運営委員会、生態系モニタリング専門委員会、維持管理・環境管理専門委員会、イベント実行委員会を開催している。年10回程度。 ・会議開催回数が多い。また、参加する協議会メンバーは概ね同じであり負担となっている。	・委員会の一体化や協議会開催前の定型的な運営委員会は効率化を図る。	・引き続き取り組む。	●	●			
No.31	効率的に運営できる協議会の諸活動や組織体制の見直しについて検討中である。【第43回運営委員会】	・引き続き、協議会（運営委員会）で協議していく。	・第45回運営委員会で協議。	●	●			
協議会 (備品) No.32	草刈り機、草刈り鎌など、古くなってきているものがある。 ・更新の費用を確保することが必要である。	・セブン財団の環境保全活動に係る費用より、当該活動にかかる備品については、更新していく。 ・今後は、寄付、協賛、物販など、幅広く収入源確保に取り組む。	・適宜更新しているが、引き続き取り組む。 ・募金に対するお礼の配付を「おけがわ春のふれあいフェスタ」で試行した。	●	●		●	

【凡例】 協：協議会、運：運営委員会、生：生態系モニタリング専門委員会、
維：維持管理・環境管理専門委員会、イ：イベント実行委員会

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の目標達成に向けた課題・対応方針

区分	現状と課題	対応方針	現時点の対応状況	対応方針の協議先				
				協	運	生	維	イ
協議会 (資金) No.33	セブン財団が実施する環境保全活動については、財源を得ることが出来た。 ・他企業と活動を行う際に、同様に財源を確保する必要がある。	・他企業についても、Win-Winの関係性を構築するために対話を行う。	ー（引き続き検討する。）	●	●		●	
No.34	サイサン環境基金からの助成により、一部の活動は費用が得られている。 ・イベント活動や会議会場確保の費用が発生しており、協議会の独自資金の確保が必要である。	・企業から収入を得られる様な仕組みを検討するとともに、会議会場確保が難しい場合には、WEB会議を活用する。	ー（引き続き検討する。）	●	●		●	
No.35	企業による維持管理が数多く行われるようになってきている。 ・本田航空等との関係性の継続、新たな協力企業の獲得が課題である。	・本田航空等の連携企業に対する協議会からのPRによる企業メリットの確保、マーケットリサーチ等による企業等アプローチを継続する。	・中池に活動・連携企業等看板を設置した。	●	●		●	
No.36	・企業や学生の参画で協議会を拡大していくためには、事務作業を賄える作業費用を捻出していく必要がある。【第53回協議会】	・当面は、環境活動（企業等のCSR）の支援による収入が得られる仕組みを検討する。	ー（引き続き検討する。）	●	●			
協議会 (情報) No.37	・協議会では、「自然再生事業を実施しようとする者（実施者：地方公共団体、委員、国等）」が取り組んだ内容について報告の場を設ける。【第52回協議会】 ・実施者からの報告の機会が少ない。協議会では、実施者が活動内容を発表する形式の方が良い。【第43回運営委員会】	・今後の協議会では、引き続き実施者（自然再生事業を実施しようとする者）が活動内容を発表する形式としていく。	・実施者が活動内容を発表することを継続している。	●	●			
協議会 (ガバナンス) No.38	・セブン財団との協定締結前の議論が不十分であったと考える。【第43回運営委員会】	各委員による自然再生活動に寄与する内容は適宜実施することと決定している（第39-40回協議会決定、第52回協議会再確認）ことを踏まえ、以下のとおり対応する。 ・各委員による自然再生活動に寄与する取組みは適宜実施するものとし、実施する際は、事前に会長および関係する委員会の委員長に了承を得て、事後に協議会に報告を行うこととする。 ・ただし、以下の場合は事前に協議会で合意を得るものとする。 ①取組みにあたり、協議会名で協定や覚書等の文書を締結する場合。 ②会長または関係する委員会の委員長が、協議会に諮る必要があると判断した場合。	ー（対応すべき場合となる事柄は、今のところ発生していない。）	●	●			